

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和3年4月)

令和3年度 健康診断のご案内

協会けんぽでは、加入者の皆様の生活習慣病の早期発見のため、健診を実施いたします。

健診は毎年必ず受診し、定期的に健康状態を確認しましょう。年度内にお1人様1回に限り、健診費用の補助を行っておりますので、ぜひご利用ください!

生活習慣病予防健診

対象：35歳～74歳の被保険者（ご本人）様

健診費用：健診費用の約6割を協会けんぽが補助し、
自己負担額最高7,169円で受診できます。

3月下旬より、事業所様宛に、「健診対象者一覧」をお送りします。
健診内容の詳細は、同封のパンフレットをご確認ください。



申込みの流れ

①ご希望の健診機関にお電話等で予約する

予約時に「協会けんぽの生活習慣病予防健診」である旨をお申し出いただき、受診者の情報、受診希望日をお伝えください。



②健診を受ける

ご予約後に健診機関より届く問診票や検査キット等、健康保険証、自己負担費用等をご持参ください。



特定健康診査

対象：40歳～74歳の被扶養者（ご家族）様

健診費用：健診費用のうち、**最高7,150円**を協会けんぽが補助します。

※受診券（セット券）の提示が必要です。

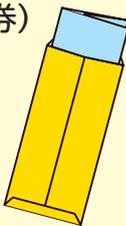
4月上旬より、被保険者様のご自宅に「受診券(セット券)」をお送りします。
健診内容の詳細は、同封のパンフレットをご確認ください。



申込みの流れ

①受診券（セット券）が届く

受診券と保険証の記号・番号が一致しているかご確認ください。



②ご希望の健診機関にお電話等で予約する

予約時に受診者の情報、受診希望日をお伝えください。



③健診を受ける

受診券（セット券）、保険証、自己負担費用を忘れずにご持参ください。



健診に関するお問い合わせ先：協会けんぽ 青森支部 保健グループ 017-721-2723

協会けんぽは令和3年度からの3年間、

⑥つのポイントに重点的・集中的に取り組み、 皆さまの健康を支えます。

① 健診・保健指導の推進

ご家族を含めた生活習慣病の早期発見のため、健診を実施します。また、健診結果をもとに、生活習慣病の予防につなげられるよう、生活習慣の改善が必要な方には、保健師等が皆さまの生活に寄り添った丁寧な保健指導を実施します。

【目標】

- ・健診受診率を65%以上とします
- ・保健指導実施率を35%以上とします



④ ヘルスリテラシーの向上

「日常生活の中でできる健康づくり（運動や食生活）」に役立つ情報をお伝えするため、セミナーや動画配信等による健康教育を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上に取り組みます。

【動画の配信内容について】

- ・運動編
- ・食生活編
- ・健康づくりに取り組む事業所の好事例の紹介 等



② 重症化予防

健診の結果、生活習慣病の治療が必要な方には、直接お手紙をお送りし、早期に受診いただくようご案内します。これにより、糖尿病や循環器疾患による重症化予防に努めます。

【目標】

- ・受診のご案内後、3カ月以内に医療機関を受診した方の割合を13.1%以上とします



⑤ 医療費の適正化

高齢化の進展等により増加する医療費の適正化を進め、皆さまの保険料負担を少しでも軽減できるよう、健康づくりの取組のほか、ジェネリック医薬品の使用促進や上手な医療のかかり方（不要不急の時間外受診を控える等）の啓発等に取り組みます。

【目標】

- ・協会けんぽのジェネリック医薬品の使用割合を全都道府県支部で80%以上とします



③ コラボヘルス

事業所ごとの健康状況が分かる事業所カルテをお渡しし、健康宣言事業を通じて、事業所における健康づくりをサポートします。また、積極的に健康づくりに取り組み、一定の成果を上げた健康宣言事業所を表彰する制度を創設します。

【目標】

- ・健康宣言事業所数を70,000事業所以上とします



⑥ 効率化によるサービスの向上

より一層の業務の効率化を図ることで、加入者の皆さまに必要なサービス（傷病手当金、出産手当金等）を迅速かつ確実に提供します。また、窓口での負担額が軽減される限度額適用認定証の利用を促進します。

【目標】

- ・傷病手当金、出産手当金等を、申請受付から10営業日以内にお支払いします



健康保険、健康づくりなどに関するお役立ち情報を分かりやすくお伝えしていきます。

事業主の皆さまへ

事業所訪問時や健康保険委員事務説明会等の場を通じて、情報をお伝えします。

加入者の皆さまへ

特定保健指導や健診のご案内等を通じて、情報をお伝えします。

加入者の皆さまの健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療を受けられるよう、皆さまに寄り添いつつ、取組を進めます。

 **全国健康保険協会**
協会けんぽ